

薬価基準経過措置期間のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に販売中止をご案内させていただいております下記品目が平成29年11月28日付の官報告示(厚生労働省告示第三百四十三号)をもちまして経過措置品目に移行し、平成30年3月末に経過措置期間が満了することになりましたので、ご案内申し上げます。

謹 白

2017年12月

日本製薬株式会社

記

■薬価基準削除日（経過措置期間満了日）

平成30年3月31日

■薬価基準経過措置移行品目：

販 売 名	献血トロンビン 経口・外用剤 5000	献血トロンビン 経口・外用剤 1万
規 格 単 位	5,000 単位 1 瓶	10,000 単位 1 瓶
経 過 措 置 期 間 満 了 日	平成30年3月31日	
薬価基準収載医薬品コード	3323701X3128	3323701X4116
個別医薬品コード	3323701X3128	3323701X4116
レセプト電算処理コード	620001650	620001651

以上